村 田 町

農業委員会だより

平成31年1月発行

編集と発行 村田町農業委員会 村田町大字村田字迫6 電話0224-83-6409



農業委員会では、農地法に規定されている遊休農地の解消に向け、毎年、利用状況調査(農地パトロール)を実施しています。

今年度は、8月に5つの地区(村田・沼辺・小泉・足立・菅生)ごとに地区担当の農業委員と農地利用最適化推進委員で町内を巡回し、有休農地や違反転用されている農地がないかを調査しました。

適化推進委員で町内を巡回し、有休農地や違反転用されている農地がないかを調査しました。 今後、利用状況調査を踏まえ、それぞれの状況に応じた対策を講じていくことになります。 遊休農地の解消に向けて、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

農地のことは、私たちにご相談ください。

○農業委員

役旦	餓	迁	名	役職	氏	名	役職	E	氏名	役職	氏名	<u> </u>
会長	Ę	大沼	善明	委員	渡邊	長松	委員	前野	幸子	委員	小山	昭一
会長職務何	代理者	山家	文雄	委員	丹野	敬吉	委員	櫻井	とし子	委員	南部	仁

○農地利用最適化推進委員

地域	氏名	地域	氏名	地域	氏名	地域	氏名	
村田	佐山 加代子	沼辺	佐藤 義宏	小泉	岩間 一義	菅生	小林 光正	
村田	蘓武 達也	沼辺	櫻井 正人	足立	藤井 敏信	菅生	髙橋 洋一	
沼辺	二瓶 養作	小泉	渡邊 豊克	足立	村上 光博			

村田町農業委員及び 村田町農地利用最適化推進委員を募集します

村田町では、平成31年(2019年)3月31日の任期満了に伴い、「農業委員」及び「農地利用最適化推進員」を募集します。

農地利用の最適化を推進し、地域農業の発展と農業者の自主性の向上を図るため、行動力と熱意のある方をお待ちしています。

【推薦・応募内容】

	農業委員	農地利用最適化推進委員					
募集人数	8名	11名 (下表のとおり担当区域毎に決定)					
就任日	平成31年4月1日 (町議会の同意を得て任命されます)	農業委員会が委嘱する日 (委嘱状が交付されます)					
任期	3年(平成34年3月31日まで)	委嘱の日から平成34年3月31日まで					
身分	地方公務員法第3条第3項第1号に 規定する特別職の地方公務員(非常勤)	地方公務員法第3条第3項第2号に 規定する特別職の地方公務員(非常勤)					
主な職務	●農地法及び農業経営基盤強化促進法による農地の移動に関する調査及び審議並びに決議●農地利用の最適化に関する業務●農家相談業務●農業委員研修等への参加	●農地利用の最適化に関する業務●農地利用の集積・集約化の推進●耕作放棄地の発生防止と解消の推進●農地中間管理事業の利用促進●農業委員会総会、農政又は農地調査会、研修会等への出席					
出務日数	●月2回から3回程度(定例会・現地調査・農家相談)が基本ですが、審議案件により現場調査などにより日数は増えます (平日の日中が中心ですが、土・日、祝日の出務もあります)	●月2回から3回程度(現地調査・農家相談・パトロール)で現場活動が基本です●委員会の求めにより、総会に出席することがあります					
報酬	「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定により支給						

推進委員の 担当区域及び 定数

村田地区2名・沼辺地区3名・小泉地区2名・足立地区2名・菅生地区2名

応 募資格

次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者

応募 方法

個人による応募と推薦による応募があります。「推薦」の場合は、農業者の推薦(3人以上の推薦者連名)と法人・団体等の推薦があります。それぞれ応募用紙に必要事項を記入のうえ、農業委員会に持参又は郵送して下さい。

※ 推薦及び応募用紙は農業委員会にあります。

※ 町ホームページからもダウンロードできます。

応募期間

平成31年1月4日(金)から1月31日(木)までの28日間

応募締切

平成31年1月31日(木)まで持参いただくか、郵送にて必着

選考方法

農業委員については、評価委員会の意見を受けて選考し、村田町議会の同意を得たうえで任命されます。

農地利用最適化推進委員については、評価委員会の意見を受けて選考し、農業委員会が委嘱します。

問い合わせ及び提出先

村田町農業委員会事務局(村田町役場東庁舎2階) 〒 989-1392 村田町大字村田字迫6番地 ☎0224-83-6409

農地の売買、貸し借り、転用は許可が必要です!

農地は、法律によって守られています。自己所有の農地であっても売買・貸し借り・転用を行う際は、 事前に許可が必要です。

○農地の権利移転に関する手続きの概要(申請の前に必ず農業委員会にご相談ください)

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	備考
第3条	農地を耕作目的で 売買、貸し借り、 贈与するとき	農地の所有者及び 権利の移転を受け るもの	市町村農業委員会	資産保有や投資目的による権利の取得は許可されません。 また、権利を取得する人の耕作面積が申請地を含め、原則 50a以上ない場合は、許可されません。 ※後継者への農地の名義変更でも必要です。(相続除く)
第4条	自分名義の農地を 農地以外のものに 転用(用途の変更) するとき	転用を行うもの (農地所有者)	都道府県知事	農地の場所によっては、転用が出来ない場合がありますので、事前に必ずご確認ください。 ※どんなに小さな面積でも許可が必要です。
第5条	他人名義の農地を 買って、または借 りて転用するとき	売主・貸主 (農地 所有者) 及び買主・ 借主 (転用事業者)		

[※] 農地の相続をしたときは、農業委員会へ届出が必要となります。

農業者の未来を支える農業者年金

農業者年金の特徴

でも加入できます

- ① 年間60日以上の農業従事
- ② 国民年金第1号被保険者
- ③ 60歳未満
- 2 積立方式・確定拠出型のため、 財政的に安定した制度で少子高 齢時代でも強くて安心
- 3 保険料はいつでも(月額2万円から6万7千円)自由に変更できます

4 「認定農業者で青色申告者」など、 一定の要件を満たす担い手の方には 保険料の国庫補助があります

- 支払った保険料(掛け金)の全額が 社会保険料控除の対象となり、所得 税や住民税の節税につながる大きな 税制上の優遇措置があります
- 年金は終身(生涯)受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなった場合でも死亡一時金が遺族に支給されます